### 次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領

令和4年6月23日付け技普第554号農政部長通知 改正 令和5年5月12日付け技普第246号農政部長通知

### 第1 趣旨

女性が変える未来の農業推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の「地域における女性活躍推進事業」に基づき北海道が実施する女性活躍推進に係る取組に関する事業実施計画書の認定及び変更手続並びに補助金の交付については実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)、株式会社マイファームが定める女性が変える未来の農業推進事業交付要綱(令和4年5月6日制定。以下「マイファーム交付要綱」という。)及び北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「道交付規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 事業実施計画の承認

- 1 地域で各事業に取り組む実施主体(以下「地域取組主体」という。)は、実施要綱第4の2に 掲げる事業を実施する場合は当該年度の事業実施計画を作成し、別に定める日までに別記第1-1号様式及び別記第1-2号様式により総合振興局長若しくは振興局長(以下「総合振興局長 等」とする。)に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、複数の総合振興局若しくは振 興局(以下「総合振興局等」という。)の区域を対象とする事業を行う地域取組主体(以下「広 域的事業者」という。)は、主たる事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長(以下 「主たる総合振興局長等」という。)に提出し、全道の区域を対象とする事業を行う地域取組主 体は、知事に提出しその承認を受けるものとする。
- 2 1により事業実施計画の承認の申請を受けた知事又は総合振興局長等(主たる総合振興局長等を含む。以下同じ)が、実施計画の承認をする場合は、別記第2号様式により通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、1の提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部 長に協議するものとする。

#### 第3 事業実施計画の変更

- 1 地域取組主体は、承認を受けた事業実施計画について、別表に掲げるに定める重要な変更をするときは、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。
- 2 事業内容の変更で1に該当しない場合にあっては、総合振興局長等に報告するものとし、報告 を受けた総合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。

### 第4 助成措置

1 知事又は総合振興局長等は、第2の事業を実施するのに要する経費に充てるため、第2により 事業実施計画の承認を受けた地域取組主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するこ とができるものとする。 2 補助対象事業、補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとする。

### 第5 事業の(交付決定前)着手

- 1 事業の実施については、道交付規則第4条の補助金の交付の決定後に着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第2の事業実施計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を別記第3号様式により、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、地域取組主体は第2の事業実施計画の承認を受けてから着手するものとする。

また、地域取組主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえ 行うものとする。

3 総合振興局長等は、1により交付決定前着手届の提出を受けた場合は、その必要性を検討の 上、当該届けの写しを添えて農政部長に報告するものとする。

### 第6 補助金の交付申請

- 1 地域取組主体が補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式(昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。)の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあっては知事に提出するものとする。
  - (1) 事業実施計画書(農政第2号様式)
  - (2) 補助金等交付申請額算出調書(農政第14号様式)
  - (3) 経費の配分調書(農政第18号様式)
  - (4) 事業予算書(農政第20号様式)
  - (5) 資金収支計画(農政第32号様式)(申請者が市町村である場合を除く。)
  - (6) 事業実施計画書の写し(別記第1-2号様式)
- 2 地域取組主体は1の申請書を提出するに当たって、別記第4号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、地域取組主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。
- 3 地域取組主体は1の申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減じた金額の範囲内で交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## 第7 補助金の交付の決定

1 知事又は総合振興局長等は、第6の1により提出された申請書等を道交付規則第4条に基づき 審査の上、その内容を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、別記第5号様式 及び別記第6-1号様式により地域取組主体に通知するものとする。

- 2 知事又は総合振興局長等は、地域取組主体が第6の3のただし書きにより消費税等仕入控除税額を減じないで補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
- (1)地域取組主体は、道交付規則第14条の実績報告(以下「実績報告」という。)を行うに当たって、各地域取組主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 地域取組主体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各地域取組主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第7号様式により、その金額(実績報告において、(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- 3 知事又は総合振興局長等は、道交付規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないこと を決定したときは、別記第6-2号様式により地域取組主体に速やかに通知するものとする。

### 第8 補助事業の内容等の変更等

- 1 地域取組主体は、補助事業の内容等について、マイファーム交付要綱第7の(2)に掲げる重要な変更をするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第6の1に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に申請するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記第8-1 号様式又は別記第8-2号様式により地域取組主体に通知するものとする。

# 第9 補助事業の中止又は廃止

- 1 地域取組主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助 事業等中止(廃止)承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に対し申請するもの とする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第9号様式により 地域取組主体に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

### 第10 補助事業の執行の遅延又は不能

- 1 地域取組主体は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延(不能)報告書及び別記第10号様式を知事又は総合振興局長等に提出し、その指示を受けるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の報告に基づき地域取組主体に対して事業遂行の指示をするときには、別記第11号様式により行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじ め農政部長と協議するものとする。

# 第11 補助事業の事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたとき には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに 付した条件を変更することができるものとする。
- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し次の様式で地域取組主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更 別記第12-5号様式で地域取組主体に通知するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

# 第12 補助金の概算払の申請

- 1 地域取組主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画(農政第32号様式)(申請者が市町村である場合を除く。)及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。ただし、第6の3により補助金等交付申請時に消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第13-1号様式により地域取組主体に通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、概算払の必要がないと認められるときは、別記第13-2号様式により概算払をしない理由を付して地域取組主体に通知するものとする。

### 第13 補助事業の事業遂行状況の報告

- 1 地域取組主体は、補助金の交付決定があった年度の第3・四半期の末日現在において、別記第 10号様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月5日までに知事又は総 合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により提出のあった事業遂行状況報告書の写しを、1月7日までに農政部長に提出するものとする。

### 第14 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、地域取組主体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件 に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第14-1号様式で地域取組主体にそ の遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、地域取組主体が1の命令に従わないときには、別記第14-2号様式で地域取組主体に補助対象事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、地域取組主体が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記

第14-3号様式で地域取組主体に一時停止の解除を命ずるものとする。

4 知事又は総合振興局長等は、地域取組主体が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で地域取組主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり	
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式	
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式	

5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第15 契約等

- 1 地域取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。
- 2 地域取組主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記第15号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

## 第16 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定

1 地域取組主体は、補助事業が完了したとき又は道の会計年度が終了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は交付決定に係る年度の3月4日のいずれか早い日までに知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、道の会計年度が終了したときに行う実績報告には、併せて翌年度以降における事業実施 計画書を添付するものとする。

- (1) 事業実績書(農政第2号様式)
- (2) 経費の配分調書(農政第18号様式)
- (3) 補助金等精算書(農政第29号様式)
- (4) 事業精算書(農政第31号様式)
- (5) 事業実績報告書(別記第1-2号様式)
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該 実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の 交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認め たときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第16号様式により地域取組主体に通知するもの とする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第17号様式により地域取組主体にその超過額の返還を命ずるものとする。
- 4 1から3までの規定は、第10の規定に基づき、補助事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあっては、1の「補助事業完了の日」を「補助対象事業廃止の承認を受けた日」と読み替える。

5 総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときは、当該補助金に係る交付状況をとりまとめ、別記第18号様式の補助金交付状況報告書に1の補助事業実績報告書の写しを添えて、速やかに農政部長に報告するものとする。

## 第17 補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、次のいずれかに該当する場合には、第7の交付の決定の全部又は 一部を取り消すものとする。
- (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれ に付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為 をしたとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で地域取組主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式

3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときに は、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第18 帳簿及び書類の備え付け

地域取組主体は、補助事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を補助 事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

### 第19 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めると きは、道交付規則第23条の2により地域取組主体等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及 び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

### 附則

- 1 この要領は、令和4年6月23日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。

# 附則(令和5年5月12日付け技普第246号)

- 1 この要領は、令和5年5月12日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、令和5年4月1日から適用 する。ただし、この通知による改正前の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事 務取扱要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例に

よるものとする。

別表(第2、3、4、8関係)

区分(事業内容)	地域取組主体	補助対象経費	補助率等	重要な変更
				事業の内容変更
1 女性が働きや	1 市町村	事業内容の取組に要す	定額	・事業の新設又は廃止
すい環境の整備	2 農業協同組合	る経費(マイファーム		・地域取組主体の変更
2 女性活躍の理	3 農業委員会	交付要綱別表に示され		・事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
解推進	4 公社(地方公共団体が出資し	た経費に限る。)		・事業費又は国庫補助金の30%を超える減
3 地域の女性農	ている法人をいう。)			
業者グループの	5 土地改良区			
活動推進	6 民間団体			
4 女性リーダー	7 協議会(女性農業者グループ等			
育成	を含む。)			
	(注):民間団体とは、民間企業、財			
	団法人、社団法人、協同組合、企業			
	組合、特定非営利活動法人、学校法			
	人、特殊法人認可法人及び独立行政			
	法人とする。			